

平成25年度以降の水道施設工事の入札制度について

水道施設工事（水道管布設工事）における公平な競争、及び適正な施工体制を確保するとともに、品質向上・品質確保を図ることを目的として制度改正を実施します。

1 等級区分の導入

平成25年2月に予定している平成25・26年度入札参加資格審査申請（市入札検査室へ提出）のデータを利用して、水道施設工事に係る入札参加の等級区分を実施します。これにより平成25年度からは等級別の発注となり、経営事項審査の総合評定値〇〇〇点以上という募集は行いません。

なお、水道施設工事の格付基準は、土木一式・建築一式工事等に準拠し、「特定建設業の許可・経営事項審査の年間平均完成工事高及び総合評定値・水道施設工事の工事成績点」を重視して決定します。

2 受注希望型指名競争入札の入札参加条件

防府市指定給水装置工事事業者の登録業者（以下「指定業者」という。）

給水装置工事主任技術者（給水装置、公衆衛生、水道行政に精通している。）の従業員を有する指定業者へ工事を発注することにより、品質確保を図ります。

年 度	実 施 件 数
平成24年度	試行2件（注1）
平成25年度	試行で30%程度（注1）
平成26年度以降	全件（指定業者であることを入札参加条件とする。）

※（注1）平成24・25年度に限り、指定業者でない業者は、過去10年間の地方公共団体等の発注した500万円以上の水道施設工事又は下水道管渠工事の施工実績で、「指定業者の登録あり」とみなします。

年間平均完成工事高

工物品質の確保を図るため、下記の運用基準を適用します。

指名業者選定の留意事項の運用基準
2. 経営状況（資格認定日以降）
(2) 入札参加資格審査基準日に係る経営事項審査総合評定値通知書の <u>平均完成工事高のないものは、指名しないこと</u> 。なお、審査基準日以降の決算に係る経営事項審査総合評定値通知書に平均完成工事高が計上された場合は、指名できるものとする。

年 度	「平均完成工事高あり」の条件
平成24年度	不要
平成25・26年度	必要 ただし、過去4年度の防府市上下水道局発注の水道施設工事（元請で設計額200万円以上）の施工実績で、「平均完成工事高あり」とする。
平成27年度以降	必要（平均完成工事高のないものは、入札に参加できない。）